○厚生労働省告示第四百八十八号

厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法（平成二十年厚生労働省告示第九十三号）第一項第五号の規定に基づき、厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法第一項第五号の規定に基づき厚生労働大臣が別に定める者（平成二十四年厚生労働省告示第百四十号）の一部を次のように改正する。

平成二十四年八月二十八日

厚生労働大臣　小宮山洋子

別表に次のように加える。

34	スニチニブリンゴ酸塩（当該薬剤の添附文書において記載された効能又は効果（平成24年８月24日に、薬事法第14条第９項の規定により、既に承認された効能又は効果の変更について承認されたものに限る。）に係るものに限る。）	06007xxx97x3xx
		06007xxx97x40x
		06007xxx97x41x
		06007xxx99x3xx
		06007xxx99x40x
		06007xxx99x41x
35	ソマトロピン（遺伝子組換え）（当該薬剤の添附文書において記載された効能又は効果（平成24年８月24日に、薬事法第14条第９項の規定により、既に承認された効能又は効果の変更について承認されたものに限る。）に係るものに限る。）	100360xxxxxxxx